

## さっぽろグローバルスポーツコミッショナリティ規約

(名称)

第1条 本組織は、さっぽろグローバルスポーツコミッショナリティ（英文名称：Sapporo Global Sports Commission、以下「コミッショナリティ」という。）と称する。

(目的)

第2条 札幌市のみならず北海道の豊富なスポーツ資源を最大限活用することにより、国際競技大会や事前合宿、スポーツ関連会議等スポーツイベントの誘致・開催支援活動を推進し、北海道・札幌市の魅力発信を図るとともに、市民や団体の多様な交流を支え、地域活性化と交流人口拡大に資することを目的とする。

(事業)

第3条 コミッショナリティは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツイベント等の誘致・開催に関すること
- (2) スポーツイベント等の開催支援に関すること
- (3) スポーツイベント等の調査・研究に関すること
- (4) その他コミッショナリティの目的達成に必要な事業に関すること

(組織)

第4条 コミッショナリティは、北海道、札幌市、札幌商工会議所、一般財団法人札幌市スポーツ協会、一般社団法人札幌観光協会、株式会社札幌ドーム、公益財団法人札幌国際プラザ、その他の関係団体及びコミッショナリティの趣旨に賛同する者をもって組織する。

(役員)

第5条 コミッショナリティに、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、札幌市長をもって充てる。
- 3 副会長は、一般財団法人札幌市スポーツ協会理事長をもって充てる。

(役員の職務)

第6条 会長は、コミッショナリティを代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長が、その職務を代行する。

(名誉会長)

第7条 コミッショナリティに名誉会長を置く。

- 2 名誉会長は、北海道知事をもって充てる。

(顧問)

第8条 コミッショ nに顧問を置く。

2 顧問は、札幌商工会議所会頭をもって充てる。

(アドバイザー)

第9条 コミッショ nに対して、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、会長が委嘱する。

3 アドバイザーは、会議に出席し意見を述べることができるほか、本規約第3条各号に掲げる事項に関し、専門的見地からの助言その他必要な協力を行う。

(任期)

第10条 名誉会長、顧問、会長、副会長、委員、アドバイザー（以下「委員等」という。）の任期は、コミッショ nの解散の日までとする。ただし、委員等が委嘱におけるそれぞれの機関又は団体における役職を離れたときは、その時点で委嘱されていた委員等を辞任するものとする。

2 増員により選任された委員等の任期は、前項の規定による。

3 欠員により選任された委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 会長は、委員等によるコミッショ nの会議を招集し、その議長となる。

(戦略委員会)

第12条 コミッショ nの円滑な運営を図るため、コミッショ nの下部組織として、戦略委員会を設置する。

(事務局)

第13条 コミッショ nの事務局は、一般財団法人札幌市スポーツ協会に置き、札幌市と一般財団法人札幌市スポーツ協会が共同で運営する。

(解散)

第14条 コミッショ nは、その目的が達成されたとき解散する。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、コミッショ nの運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和2年4月1日から施行し、コミッショ nの解散をもって廃止する。